

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>イ 〱リ（略）</p> <p>又 法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づき権利</p> <p>ル 法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づき権利に限る。）</p> <p>二 有価証券の種類 法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なることと異なる種類とする。</p> <p>三 二十の 一（略）</p> <p>二十の 二 内国会社 第一号イ、ハ、ヘ又は又に掲げる有価証券の</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>イ 〱リ（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 有価証券の種類 法第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なることと異なる種類とする。</p> <p>三 二十の 一（略）</p> <p>二十の 二 内国会社 第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行</p>

発行者及び第一号ホ又はりに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三 外国会社 第一号ニ、ト、チ又はルに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はりに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四 （略）

二十の五 組合 第一号又はルに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の六 提出会社 第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人及び組合を含む。）をいう。

二十一～二十七 （略）

二十八 継続開示会社 有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出の日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九～三十一 （略）

（届出書提出期限の特例）

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

者及び第一号ホ又はりに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三 外国会社 第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はりに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四 （略）

（新設）

二十の五 提出会社 第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一～二十七 （略）

二十八 継続開示会社 有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出の日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九～三十一 （略）

（届出書提出期限の特例）

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一〇三（略）

四 法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人及び組合を含む。）以外の会社（指定法人及び組合を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（有価証券通知書）

第四条（略）

2 有価証券通知書には、次に各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書）

ロ・ハ（略）

二（略）

3・4（略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十条 法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号に

一〇三（略）

四 法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（有価証券通知書）

第四条（略）

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 定款

ロ・ハ（略）

二（略）

3・4（略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十条 法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号に

において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ 定款(組合である場合は、組合契約に係る契約書)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面(商法第六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面)又はこれらに類する書面(組合である場合に限る。)

ハ (略)

ニ 当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ 当該保証を行っている会社(指定法人及び組合を含む。)の定款(組合である場合は、組合契約に係る契約書)及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(ロ (略)

ホ ト (略)

二丁六 (略)

において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ 定款

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面(商法第六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面)

ハ (略)

ニ 当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ 当該保証を行っている会社(指定法人を含む。)の定款及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(ロ (略)

ホ ト (略)

二丁六 (略)

2 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第十五条 法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき会社(指定法人及び組合を含む。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

イ 法第二十四条第一項の規定による場合及び同条第三項の規定による場合のうち同条第一項本文(法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。)の規定の適用を受けない会社(指定法人及び組合を含む。)が発行者である有価証券が同項第三号(法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。)に掲げる有価証券に該当することとなったとき(ロに掲げる場合を除く。) 第三号様式

ロ・ハ (略)

二 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

2 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第十五条 法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

イ 法第二十四条第一項の規定による場合及び同条第三項の規定による場合のうち同条第一項本文(法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。)の規定の適用を受けない会社(指定法人を含む。)が発行者である有価証券が同項第三号(法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。)に掲げる有価証券に該当することとなったとき(ロに掲げる場合を除く。) 第三号様式

ロ・ハ (略)

二 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

<p>一 定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書）</p> <p>二 四（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）</p> <p>第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書）</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面</p> <p>ニ 令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面</p> <p>ホ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p>	<p>一 定款</p> <p>二 四（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）</p> <p>第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 定款</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面</p> <p>ニ 令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面</p> <p>ホ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p>
---	---

<p>一 定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書）</p> <p>二 四（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）</p> <p>第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書）</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面</p> <p>ニ 令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面</p> <p>ホ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p>	<p>一 定款</p> <p>二 四（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）</p> <p>第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 定款</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面</p> <p>ニ 令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面</p> <p>ホ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p>
---	---

二 当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定するもので、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人及び組合にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

6
(略)

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ 定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書）

ロ（略）

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマースャル・ペーパーについて保証が付されている場

二 当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定するもので、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

6
(略)

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ 定款

ロ（略）

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマースャル・ペーパーについて保証が付されている場

合には、次に掲げる書面

(イ 当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書）及び当該保証を行つたための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行つたための手続がとられたことを証する書面

(ロ (略)

二 一 (略)

二 (略)

2 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第十八条 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人及び組合を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 一 (略)

2 一 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人及び組合を含む。）は、内国会社にあつては第五号の

合には、次に掲げる書面

(イ 当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を行つたための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行つたための手続がとられたことを証する書面

(ロ (略)

二 一 (略)

二 (略)

2 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第十八条 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 一 (略)

2 一 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、

三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 十九 (略)

3 8 (略)

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書(第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。)、並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。)、及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。)(に提出しなければならない。

一 資本の額、基金の総額又は出資の総額(会社(指定法人及び組

外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 十九 (略)

3 8 (略)

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書(第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。)、並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。)、及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。)(に提出しなければならない。

一 資本の額、基金の総額又は出資の総額(会社(指定法人を含む

<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>合を含む。()の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額()が五十億円未満の会社(指定法人及び組合を含む。)</p> <p>二 その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社(指定法人及び組合を含む。)</p>	<p>。 ()の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額()が五十億円未満の会社(指定法人を含む。)</p> <p>二 その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社(指定法人を含む。)</p>

改正案

現行

<p>(有価証券の譲渡に関する制限等) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による要件のほか、令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号から第五号までに掲げる権利（次条第一項第十二号及び第十三号並びに第七條第三項第十号において「組合契約出資持分」という。） 組合契約により転売制限が付されていること。</p> <p>4〜8 (略)</p> <p>(同一種類の他の有価証券)</p> <p>第六条 令第一条の六第一項に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。</p>	<p>(有価証券の譲渡に関する制限等) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による要件のほか、令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利、令第一条の三の二第二項に掲げる権利及び法第二条第二項第四号に掲げる権利（次条第一項第十二号及び第七條第三項第十号において「組合契約出資持分」という。） 組合契約により転売制限が付されていること。</p> <p>4〜8 (略)</p> <p>(同一種類の他の有価証券)</p> <p>第六条 令第一条の六第一項に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。</p>
--	--

一〇十一 (略)

十二 組合契約出資持分(令第三条の四第四号に掲げる権利に限る。)
契約書に記載された組合の事業及び名称

十三 組合契約出資持分(令第三条の四第四号に掲げる権利を除く。

。)
当該組合契約出資持分に係る契約に基づく権利の内容

2 (略)

(権利の発行)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一〇四 (略)

五 法第二条第二項第四号に掲げる権利 重要な業務の執行の決定
に關与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員

六 法第二条第二項第五号に掲げる権利 重要な業務の執行の決定
に關与し、かつ、当該業務を自ら執行する者(無限責任組合員に類する者があるときは、当該無限責任組合員に類する者)

4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 (略)

一〇十一 (略)

十二 組合契約出資持分 契約書に記載された組合の事業及び名称

(新設)

2 (略)

(権利の発行)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一〇四 (略)

(新設)

五 法第二条第二項第四号に掲げる権利 無限責任組合員に類する者

4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 法第二条第二項第三号から第五号までに掲げる権利 当該権利に係る契約の効力が生ずる時

二 法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利 当該権利に係る契約の効力が生ずる時

三 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年三月三日大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>五の二 組合契約出資持分 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 外国組合契約出資持分 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）をいう。</p> <p>五の三～二十三 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>五の二 組合契約出資持分 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 外国組合契約出資持分 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利をいう。</p> <p>五の三～二十三 (略)</p>

四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）

改正案	現行
<p>（認可の申請） 第二十七条（略）</p> <p>2 法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 利害関係人（認可申請者である投資顧問業者の法第二十二條第二項第一号に規定する利害関係人をいう。）である次に掲げる者に関する事項</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>へ 証券取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利の発行者</p> <p>五（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（認可の申請） 第二十七条（略）</p> <p>2 法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 利害関係人（認可申請者である投資顧問業者の法第二十二條第二項第一号に規定する利害関係人をいう。）である次に掲げる者に関する事項</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>へ 証券取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利の発行者</p> <p>五（略）</p> <p>3～5（略）</p>

五 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

改正案	現行
<p>（業務の委託）</p> <p>第三十八条 法第百四十四条第三項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 証券取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項（第三号及び第五号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利（指名債権を除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条の組合契約をいう。）の出資の持分（第四十三条第一項に規定するものに限る。）</p> <p>七 匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分（第四十三条第二項に規定するものに限る。）</p> <p>八～十七 （略）</p>	<p>（業務の委託）</p> <p>第三十八条 法第百四十四条第三項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 証券取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項（第三号及び第四号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利（指名債権を除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条の組合契約をいう。）の出資の持分（第四十三条第一項各号に掲げるものに限る。）</p> <p>七 匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分（第四十三条第二項各号に掲げるものに限る。）</p> <p>八～十七 （略）</p>

金融関係法の廃止に関する閣内令（昭和四十八年大蔵省令第5号）

改 正 案	現 行
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) <u>読み替え</u></p> <p><u>提出者が、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中、「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「株式」とあるのは「組合出資持分（法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利をいう。）」と、「株主」とあるのは「組合員」と読み替えて記載すること。</u></p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(7) (略) (新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(77) (略) (78) <u>読み替え</u> 提出者が、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(77) (略) (新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(2) (略) (3) <u>読み替え</u> 提出者が、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と読み替えて記載すること。</p>	<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(2) (略) (新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(54) (略) (55) <u>読み替え</u></p> <p><u>提出者が、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</u></p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(54) (略) (新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(9) (略) (10) <u>読み替え</u> 提出者が、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利(有限責任組合契約に類するものに基づく権利に限る。)の発行者である場合には、本様式中、「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「株主」とあるのは「組合員」と読み替えて記載すること。</p>	<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(9) (略) (新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(1)~(62) (略)</p> <p>(63) 読み替え 提出者が、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利(有限責任組合契約に類するものに基づく権利に限る。)の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と、「会社」とあるのは「組合」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(1)~(62) (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(41) (略) (42) <u>読み替え</u></p> <p><u>提出者が、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利(有限責任組合契約に類するものに基づく権利に限る。)の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「会社」とあるのは「組合」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</u></p>	<p>第八号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(41) (略) (新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(32) (略) (33) <u>読み替え</u> 提出者が、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利(有限責任組合契約に類するものに基づく権利に限る。)の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(32) (略) (新設)</p>

